

次世代木材生産・供給システム構築事業実施要領

〔平成28年4月1日付け27林整計第325号〕
林 野 庁 長 官 通 知

次世代木材生産・供給システム構築事業の実施については、次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1 事業の内容等

1 交付対象経費

次世代木材生産・供給システム構築事業（以下「本事業」という。）の交付対象経費については、別紙1のとおりとする。

2 事業種目別基準等

実施要綱別表のⅠに定めるメニューの内容ごとの基準等については、別紙2のとおりとする。

第2 事業構想等

1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、実施要綱別記1の規定に基づき、様式2により事業構想を作成し、様式1により林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地区の概要及び事業構想に参画する事業体等
- (2) 地区における安定供給等に向けた現状分析と事業の実施方針等
- (3) 地区における安定供給等に向けた取組
- (4) 事業実施期間
- (5) 目標を定量化する指標

なお、実施要綱別記1の1に定める目標を定量化する指標（以下「指標」という。）は、事業構想に基づく本事業の実施により目指すべき将来像が明らかとするものとするとともに、目標の達成状況を適切に反映できる指標となるよう設定するものとする。

3 実施要綱別記1の3に定める重要な変更は、次のいずれかに該当する場合とし、様式1の次世代木材生産・供給システム構築事業事業構想変更承認申請書により行うものとする。

- (1) 参画する事業体の変更又は追加
- (2) 事業構想の3の(6)に定める事業費の増加又は30%を超える減
- (3) 事業実施期間の変更
- (4) 指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止
- (5) 事業構想の3の(7)に定める事項の内、年度、参加事業体名、実施する取組の変更

4 都道府県知事は、実施要綱別記1の2の(2)により承認された事業構想に基づく本事業の実施に当たっては、毎年度、事業の開始前に、様式4により当該年度の事業計画（以下、「年度事業計画」という。）を作成し、様式3により林野庁長官等に報告するものとする。

第3 他の施策・事業等との調整

都道府県知事は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる国及び都道府県等の施策や事業等との関連とその活用に配慮するものとする。

- 1 治山に関する施策
- 2 森林保全整備に関する施策
- 3 森林環境整備に関する施策
- 4 国有林野の活用に関する施策
- 5 農業構造改善に関する施策
- 6 山村振興に関する施策
- 7 保安林等整備管理に関する施策
- 8 森林計画に関する施策
- 9 森林の流域管理システムの推進に関する施策
- 10 林業普及指導事業交付金に関する施策
- 11 森林病虫害等防除に関する施策
- 12 独立行政法人農林漁業信用基金に関する施策
- 13 林業・木材産業改善資金に関する施策
- 14 合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品に関する施策

なお、森林整備加速化・林業再生事業（森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等による関連諸制度との調和を図るとともに、強い農業づくり交付金（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け17生産第8260号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）等の関係事業と十分な調整を図るよう留意するものとする。

第4 事業の実施

- 1 本事業は、第2の事業構想及び年度事業計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 本事業に係る交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事及び市町村長が行うものとする。
- 3 事業実施主体は、地域の実情に鑑み、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
なお、実施要綱別表のⅠの各メニューごとの事業費は、原則として別表に定める上限建設費の範囲内で、必要と認められるものに限るものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、素材生産及び素材流通事業者と木材需要者との間で協定等を締結するなどの手法により、原木の安定供給体制の構築に資するよう努めるものとする。
- 5 事業実施主体については、実施要綱別表のⅠの各メニューの事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第5 達成状況報告

都道府県知事は、実施要綱第5に基づき、様式5により、指標の達成状況について、下記のとおり林野庁長官等へ報告するものとし、事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の報告に必要な調査等に協力しなければならない。

- 1 目標年度は、事業構想における事業実施期間の終了の翌年度とする。
- 2 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。

第6 指導及び助言

林野庁長官は、第5により都道府県知事から指標の達成状況の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、当該目標値の達成状況が低調である場合には、都道府県知事に対して指導及び助言を行い、改善に向けた必要な措置を求めることができるものとする。

第7 事業の透明性・客観性の確保

都道府県知事は、本事業に係る年度事業計画（変更計画含む。）、達成状況報告、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第8 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の管理

- 1 事業実施主体は、本事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 管理主体（原則として事業実施主体とする。）は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び次世代林業基盤づくり交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25林政政第174号農林水産事務次官依命通知）に基づき、適正に管理運営するものとする。

第9 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第2の1、3及び4並びに第5に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 1

次世代木材生産・供給システム構築事業対象経費

＜森林整備・林業等振興整備交付金＞

1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費

(1) 伐倒・搬出

伐倒・搬出を実施するための定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1／2）を乗じて、林野庁長官が別に定める上限以内で定めるものとする。ただし、国の助成額は、都道府県ごとの伐倒・搬出の実施面積に1ヘクタール当たり平均35万円（間接費相当分を除く）を乗じた金額を上限とする。

上記の標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）に準じるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、「造林、保育及び間伐事業標準工程表」（平成23年3月18日付け22林整計第350号林野庁森林整備部計画課長通知）、「森林環境保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準じるものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

また、上記の規定にかかわらず、本事業において、間伐材等を搬出する際の積込経費についても、上記の定額の単価の範囲内で含めることができるものとする。

関連条件整備活動等として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1／2）を乗じて、1ヘクタール当たり1万6千円以内で定額単価を定めるものとする。

区 分	内 容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃
賃 金	技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及 び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備 品 ・ 資 機 材 購 入 費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

また、関連条件整備活動等として行う伐倒・搬出と一体的に実施する森林作業道の整備については、1の（2）の（イ）の森林作業道に準じるものとする。

さらに、鳥獣害防止施設等の整備等については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4（2）に準じて標準単価を算定することができるものとし、この算定額に国費充当率（1／2）を乗じて定額単価を定めるものとする。

なお、関連条件整備活動等として実施する都道府県ごとの事業費の総額は、伐倒・搬出に係る都道府県の事業費全体の20/100を超えないものとする。

（2）路網整備

（ア）林業専用道（規格相当）整備

林業専用道（規格相当）（都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1／2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ、林野庁長官が別に定める上限建設費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設延長の合計に1メートル当たり平均2万5千円（開設費について増嵩することが避けられないと認められ協議した路線については5万円を上限とする。なお、当該路線については、合計事業費から除外することができるものとする。）を乗じた金額を上限とする。

また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の3.5パーセントを上限として補強を行うことができるものとする。補強は、既設の林業専用道（規格相当）において、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことにより、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的とする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」の制定

について」（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるものによることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、アからウまでのとおりとする。

また、関連条件整備活動費については、事業実施主体が林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となる次の表に掲げる経費とするほか、事業実施の打合せ等に出席する指導者等の謝金とする。

区 分	内 容
技術者給 賃金	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
旅費	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需用費	事業実施の打合せ等に必要旅費
役務費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
委託料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
使用料及び賃借料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
備品・資機材購入費	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

ア 工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃金	日々雇用者賃金（雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

イ 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人件費	給料、職員手当、共済組合負担金等
旅費	普通旅費、日額旅費

賃金	日々雇用者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

ウ 工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

a 都道府県が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	10億円までの額	1,000分の25
10億円を超え	20億円までの額	1,000分の20
20億円を超え	30億円までの額	1,000分の10
30億円を超える額		1,000分の5

b a 以外の者が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	5億円までの額	1,000分の20
5億円を超え	10億円までの額	1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

(イ) 森林作業道整備

森林作業道（都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1／2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ、林野庁長官が別に定める上限建設費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、補強の経費を含めることができるものとする。補強は、既設の森林作業道において、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、

都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことにより、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領第5の4の(1)の標準単価及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、(2)の(ア)のイ及びロに準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

また、関連条件整備活動費については、(1)に準じる。

(3) 付帯事務費

(ア) 都道府県指導等事務費

次世代木材生産・供給システム構築事業（以下「本事業」という。）を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

ア 人件費

本事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

イ 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

ウ 謝金

本事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

エ 旅費

本事業の指導監督等に必要な旅費とする。

オ 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

カ 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

キ 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

ク 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

ケ 備品購入費

本事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

（イ）市町村指導等事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は（ア）に準ずる。

なお、事業費の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1／2以内とする。

別紙2 事業種目別基準

1 次世代木材生産・供給システム構築事業

i 伐倒・搬出

(1) 採択基準

① 本事業は、原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。

ア 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）、又は本事業を実施する森林が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

イ 前項アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。

なお、上記ア及びイの取扱いについては、「「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）を準用する。

② 1 施行地が0.1ha以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア やむを得ない理由がある場合を除き、伐倒・搬出の事業実施面積が、年度事業計画書で計画した事業量を下回らないこと。また、事業実施面積の過半から搬出すること。

イ 事業実施主体は、実施要綱別表のⅠのメニュー欄「伐倒・搬出」の事業実施主体による。

ウ 事業実施主体は、都道府県知事が定める事業構想に基づき作成された年度事業計画により事業を実施するものとする。

② 事業の実施について

ア 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%。）以上伐採する場合に補助対象とする。

イ 伐採率については、アに定める下限のほかには上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

ウ 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

ただし、イの規定（他の国庫補助事業の場合はイと同様の規定）により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができる。

また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であつて、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。

エ 対象齢級は原則として12齢級以下とする。ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、必要がある場合はこの限りではない。

オ その他付帯施設整備は、伐倒・搬出と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

カ 関連条件整備活動等は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、伐倒・搬出と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。

森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。

なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵を設置する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

- キ 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

③ 交付申請について

- ア 事業実施主体は、都道府県知事の定めるところにより、原則として、補助金の交付対象となる作業に着手する前に、都道府県知事に対して補助金の交付申請を行うものとする。ただし、適期作業や工期の確保など特段の事情があり、都道府県知事に当該交付金の交付が決定された後に、都道府県知事が認める場合においては、都道府県知事の定めるところにより、事業実施主体から交付決定前着手届を提出させることをもって交付決定前の事業開始を認めることができる。

- イ 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）6（2）アの規定を準用する。

- ウ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6（4）の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6（5）及び（9）の規定を準用する。

④ 補助金の算定について

- ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動等の実行経費は、伐倒・搬出の実行経費とは別に算出しなければならない。

- イ 本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、搬出作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

- ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- (ア) 森林所有者自らが伐倒・搬出に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

- (イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

- (ウ) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動等を活用することができる。

- エ 都道府県知事は、事業実施主体毎の事業費が、別表の伐倒・搬出の上限を超える事業を実施する場合は、林野庁長官と協議を行うこと（国の助成額は、都道府県ごとの伐倒・搬出の実施面積の合計に1ha当たり平均35万円を乗じた金額）。

⑤ 事業実施主体の実績の報告及び竣工検査について

- ア 事業実施主体は、本事業の完了後、都道府県知事の定めるところにより、事業の実績報告を行わなければならない。

- イ 検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）の第5の3及び「造林補助事業竣工検査内規例について」（平成24年11月9日付け24林整整第622号林野庁長官通知）を準用する。

⑥ その他

- 以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき都道府県知事が定めるものとする。

ii 路網整備

(1) 採択基準

① 林業専用道（規格相当）

- ア 都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。

- ただし、これにより難い場合、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議すること。
- イ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。
- ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。

② 森林作業道

都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。

(2) 細則

① 林業専用道（規格相当）

ア 事業実施主体について

(ア) 事業実施主体は、実施要綱別表のⅠのメニュー欄「路網整備」による。

(イ) 事業実施主体は、都道府県知事が定める事業構想に基づき作成された年度事業計画により事業を実施するものとする。

イ 事業の実施について

(ア) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資することとする。

(イ) 設計・技術審査会の設置

a 林業専用道（規格相当）の整備を推進するため、必要に応じて都道府県に設計・技術審査会（以下「審査会」という。）を設置すること。

b 審査会の構成員には、林業専用道作設指針に精通した技術者など、専門的な知見を有する者を含めること。

c 審査会は、事業実施主体が自ら工事を実施する場合等について、その理由、技術的な適正性及び必要となる措置等について検討し、都道府県知事へ報告する等の事務を行うこと。

(ロ) 定額の単価

a 定額の単価は実施要領別紙1（都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設延長の合計に開設単価（1メートル当たり平均2万5千円を上限）を乗じた金額）によること。

b 開設費がaを超えると見込まれる路線が生じた場合は、事業実施主体は、定額の単価2万5千円を超えることについて、審査会へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容、定額単価を超過する理由等について説明すること。また、その概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

c 上限建設費について、都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が5万円を超える場合、事業実施主体は、審査会へ当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

(ハ) 調査設計及び施工管理については以下によること。

a 「林道工事調査等業務標準仕様書」（平成16年4月1日付け15林整計第351号林野庁長官通知）及び「林道工事標準仕様書」（平成元年12月25日付け元林野基第679号林野庁長官通知）に基づき行うこと。

b (1) ①アのただし書きにより、都道府県知事が地域の実情に応じた規格・構造や測量・調査・設計等について、林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は、必要な技術基準及び仕様書を定める等、適切に調査設計及び施工管理が行えるようにすること。

c (1) ①イのただし書きにより、事業実施主体が自ら工事を実施する場合の調査設計、施工管理及び事業費の積算については、「林業専用道（規格相当）の作設を事業主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について」（平成26年2月7日付け25林整整第1196号林野庁森林整備部整備課長通知）及び実施要領別紙1に定めるところにより行うこと。

また、事業実施主体は、林業専用道の作設等の土木建設工事の実績や建設業の許可、工事の実行体制（建設機械運転、施工管理の有資格者の配置等）など、技術的な適正性について審査会の承認を得ること。審査会は、承認をした場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事へ報告すること。

(ニ) 工事完成検査

a 検査の方法等については、林道工事調査等業務標準仕様書及び林道工事標準仕様書に基づき行うこと。

b (1) ①アのただし書きにより、都道府県知事が林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は別に検査要領を定め、適切に工事完了検査を行うこと。

(ホ) 関連条件整備活動については、林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施すること。

ウ チェックリストについて

(ア) 事業実施主体は、林業専用道（規格相当）の作設に当たり「林業専用道の作設に関するチェックリスト例の送付について（平成23年4月6日付け23林整整第5号林野庁森林整備部整備課長通知）」において示すチェックリストにより内容を確認すること。

(イ) 都道府県は、事業関係者間でチェックリストを活用した取組が図られるよう働きかけること。

エ 研修等受講者の活用について

林業専用道（規格相当）の作設に当たっては、丈夫で簡易な路網整備の着実な推進を図っていく観点から、可能な限り路網整備に係る人材研修等の受講者の積極的な活用を図ること。

オ 台帳の作成及び管理について

(ア) 林業専用道（規格相当）を作設した事業実施主体は、適切に林業専用道（規格相当）の管理を行うことができるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し保存すること。また、都道府県知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう、管理すること。

(イ) 事業実施主体は、作設した林業専用道（規格相当）について市町村と情報の共有を行い、市町村は、市町村森林整備計画概要図に反映させるとともに参考資料として林業専用道（規格相当）の作設年度及び位置番号（以下「作設年度等」という。）を付した平面図を保存し、広く情報の提供を行うこと。

(ウ) 都道府県知事は、作設された林業専用道（規格相当）が管理者により適切に管理されるよう、実態把握や周知等の取組を行うよう努めること。

② 森林作業道

ア 事業実施主体について

(2) の①のアに準ずる。

イ 事業の実施について

(ア) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資することとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。

(イ) 定額の単価

a 定額の単価は実施要領別紙1（都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に開設単価（1メートルあたり平均2千円を上限）を乗じた金額）によること。

b 上限建設費について、都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が4千円を超える場合、事業実施主体は、審査会への当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

(ウ) 関連条件整備活動については、森林作業道整備と一体的に実施することとする。

ウ 研修等受講者の活用について

(2) の①のウに準ずる。

エ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第5の3及び造林補助事業竣工検査内規例についてを準用する。

オ 台帳の作成及び管理について

(ア) 森林作業道の台帳の作成及び管理については、(2) の①のオの(ア)に準ずる。

(イ) 事業実施主体は、作設した森林作業道について市町村と情報の共有を行い、市町村は市町村森林整備計画概要図の参考資料として、作設年度等を付した平面図を保存し、市町村における路網資料として活用すること。

なお、市町村は、平面図を参考に市町村森林整備計画概要図に作設年度等を付記すること。

別表（第 4 の 3 関係）実施要綱別表の I の各メニュー別の上限建設費

上限建設費	1 伐倒・搬出 伐倒・搬出を実施するために設定した定額助成の対象となる事業費の 1 ha 当たりの単価の額が、794,000円 2 路網整備 都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の 1 m 当たりの単価の額が ア 林業専用道（規格相当） 1 路線につき・・・・・・・・・・ 50,000円 イ 森林作業道 1 路線につき・・・・・・・・・・ 4,000円
-------	--

（注）地域の実情等やむを得ない事由により、上限建設費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
なお、2 のアに係る協議については、上限を 1 m 当たり 10 万円、イに係る協議については上限を 1 m 当たり 6 千円とする。

様式 1

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て)

都道府県知事 印

次世代木材生産・供給システム構築事業事業構想（変更）承認申請書

次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年 5 月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の 2（変更の場合は、3）の規定に基づき（変更）事業構想を添えて申請します。

（変更の場合は、以下を記載する。）

1 変更理由

2 変更の概要

（注）様式 2 を添付すること。

次世代木材生産・供給システム構築事業
事業構想

(〇〇地区)

□□県

1 地区の概要及び事業構想に参画する事業体等

(1) 地区の概要

※ 当該地区の社会的・経済的立地条件、自然環境等を記載。事業実施地区位置図を添付すること。

(2) 参画する事業体等

①素材生産

②素材流通

③木材需要（木材加工等）

※ 木材加工事業体のほか、木質バイオマス需要者等について記載する。

④その他

※ 都道府県等その他の参画機関について記載する。

2 地区における安定供給等に向けた現状分析と事業の実施方針等

(1) 地区における林業・木材産業の現状と課題

※ ①森林資源の現状、②素材生産の現状、③木材需要の現状及び④木材流通の現状について数値等を用いて分析するとともに、用途別の需給ギャップ等の課題を整理する。

(2) 事業の実施方針

※ 上記2（1）を踏まえ、地域における木材の需給ギャップの解消及び安定供給体制の構築に向けた本事業の位置付けを整理する。

3 地区における安定供給等に向けた取組

(1) 森林資源の現況（平成 年度森林資源現況表）

地区名	育 成 林				天然生林
	樹種	資源総量	間伐対象 齢級	うち間伐対 象齢級の面 積・蓄積量	
	ス ギ	ha m ³	○齢級～ ○齢級	ha m ³	ha m ³
	ヒノキ	ha m ³		ha m ³	ha m ³
	その他	ha m ³		ha m ³	ha m ³
	計	ha m ³		ha m ³	ha m ³

※ 地区における主要樹種について、上段には面積、下段には蓄積を記載する。
なお、民有林のみの数値とする。

(2) 原木生産目標

(単位：m³)

用途	現状	期間内の総量	単年度平均
製材・合板等用			
チップ用			
計(a)			

※ 構想に参画する素材生産者等が期間内に計画する用途別の生産量の総計等を記載する（本事業以外の生産量も含む。）。

(3) 原木の供給先

(単位：m³)

供給先	現状	期間内の総量	単年度平均
需用者A			
需要者B			
...			
計(b)			
(b)/(a)×100			

※ 上記3（2）において素材生産者等が期間内に計画する生産量のうち、供給先（本事業に参画する木材需要者）への供給予定量等を記載する（本事業以外の生産量も含む。）。

(4) 間伐材等の安定供給体制の構築のための具体的な方策

--

※ 協定・直送や中間仕分け、未利用材の効率的な集荷手法など、安定的な木材の供給体制の構築に向けた方策について具体的に記載する。

(5) 間伐材等の需給調整のための措置

--

※ ①急激な需要増大時における対応、②価格下落時の生産調整策について記載する。

(6) 次世代木材生産・供給システム構築事業による事業内容

(単位：千円、ha、m³、m)

		期間内の総量	単年度平均
伐倒・搬出	事業量		
	事業費(国費)		
路網整備	事業量		
	事業費(国費)		
事業費計(国費計)			

(7) 森林・林業再生基盤づくり交付金の事業の実施に関する事項

年度	参加事業体名	実施する取組	取組目的及び効果

※ 上記1(2)の参加事業体であって、本構想を実現するため、森林・林業再生基盤づくり交付金による施設整備を希望する場合、必要事項を記載する。

※ 「実施する取組」欄には、次世代林業基盤づくり交付金実施要綱別表のⅡに掲げる該当メニューを記載し、対象とするメニューは、以下のメニューに限る。

① 高性能林業機械等の整備(森林整備の促進・望ましい林業構造の確立)

② 木材加工流通施設等の整備

③ 木質バイオマス利用促進施設の整備(ただし、木質バイオマスエネルギー利用施設整備を除く。)

4 事業実施期間

平成〇〇年度～平成〇〇年度

※ 事業構想の計画期間の上限は、5年とする。

5 目標を定量化する指標

指 標	現状値			目標値		
	数値	単位	年度	数値	単位	年度

※ 本構想に基づく事業の実施を通じて実現を目指す指標を設定するとともに、定量的な数値を用いて記載する。

様式 3

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て)

都道府県知事 印

次世代木材生産・供給システム構築事業年度事業計画書

次世代木材生産・供給システム構築事業実施要領（平成28年4月1日付け27林整計第325号林野庁長官通知）第2の4の規定に基づき、年度事業計画書を提出します。

※ 様式4を添付する。

作成年度	平成 年度
------	----------

次世代木材生産・供給システム構築事業
年度事業計画書

〇 〇 都道府県

個別事業計画一覧表

平成 年 月 日 現在									
事業種目	工種又は施設区分	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業量	単位	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考
1. 伐倒・搬出									
	計								
合 計									
2. 路網整備									
	計								
合 計									
※指導等事業費									
総 計									

(注)

- 1 「工種又は施設区分」については、次世代林業基盤づくり交付金交付要綱別表2のⅠの工種又は施設区分を、「事業内容」は、事業の具体名を記載すること。
 - 2 「実施市町村」は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 3 「事業量」、「事業費」及び「国費」について、工種又は施設区分ごとに計、事業種目ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 4 「路網整備」については、路線ごとの開設延長と定額の単価を備考欄に記載すること。
 - 5 「伐倒・搬出」は定額の単価を備考欄に記載すること。
- * 行については、適宜加除のこと。

様式 5

番 号
平成 年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県知事においては、内閣府沖縄総合事務局長宛て)

都道府県知事 印

次世代木材生産・供給システム構築事業達成状況報告書

次世代木材生産・供給システム構築事業実施要領（平成28年4月1日付け27林整計第325号林野庁長官通知）第5の規定に基づき、事業構想の達成状況について報告します。

(地区名を以下により記載する。)

地区：

※ 別紙を添付する。

別紙

1 事業計画の名称

--

2 実績及び達成率

指標	現状値			目標値			目標年度の報告		備 考
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成状況	

注) 1 施設ごとに記載すること。

2 達成状況は、目標年度の実績／現状値とすること。

3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別様可)

3 総合評価

(1) 現状の分析とその評価

--

(2) 今後の課題とその解決策

--

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作

業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

（２）一の補助事業等だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

２．実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から１日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該補助事業等及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

３．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課					役職 ○○○○					氏名 ○○ ○○					時間外手当支給対象者か否か										業務時間及び業務内容
時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24								
1				←→				←→													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ						
2				←→				←→			←→									A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ							
3				←→				←→		←→										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備							
4				←→																	A(9.5h)○○調査現地調査						
5				←→				←→													A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業						
.																											
.																											
.																											
.																											
30																											
31																											
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業					合計			A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)							

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該補助事業等の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該補助事業等に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・補助事業等の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・補助事業等の実施にあたり、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該補助事業等における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。